岡山市特定調達品目　　　　　　　　－公共工事関連物品以外－

グリーン購入法に基づき、市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等を特定調達品目とし、該当する物品等について優先的に選択するための判断基準を示すものである。なお、判断基準の事項の中で設定する数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」を、最低限満たすべきものとして「基準値２」を設定する。可能な限り、「基準値１」による調達を推進するものとし、今後、「基準値２」から「基準値１」による調達へ移行する。市が調達する物品等を対象とし、市の全ての組織において取り組むこととする。また、配慮事項については、環境省の環境物品等の調達の推進に関する基本方針によることとする。

特定調達品目を調達しようとするときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品等を参考にして判断基準を満たす環境物品等から調達する。

なお、やむを得ず判断基準を満たさない物品等を調達する場合は、環境ラベル製品と同等のもので環境負荷ができるだけ小さい物品等を調達するよう努める。

定義

「判断基準」：「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第６条第２項第２号に規定する特定調達物品等であるための基準

「基準値１」：判断基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能に基準値であり、

可能な限り調達を推進していく基準として示すもの

「基準値２」：判断基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示す

もの

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

【参考】

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省令和５年１２月）

　 https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html

グリーン購入の調達者の手引き（環境省令和６年２月）

https://www.env.go.jp/content/000197088.pdf

１紙類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| コピー用紙 | ● 総合評価値が80 以上  ● バージンパルプの合法性の担保  ● 総合評価値・内訳の表示 | エコマーク認定品（No.106（情報用紙）107（印刷用紙）108（衛生用紙））は、グリーン購入法に適合しています。 | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  グリーン購入ネットワーク  https://www.gpn.jp/ |
| 塗工されていない印刷用紙  塗工されている印刷用紙 | ● 総合評価値が80以上 ●原料の持続可能性の担保（古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ以外の原料の不使用）  ● バージンパルプの合法性の担保  ● 総合評価値・内訳のウエブサイト等による情報提供 |
| フォーム用紙  インクジェットカラープリンター用塗工紙 | ● 古紙パルプ配合率70％以上  ● 白色度70％程度以下（フォーム用紙）  ● バージンパルプの合法性の担保  ● 塗工量が両面で12g/㎡以下（フォーム用紙）  ● 塗工量が両面で20g/㎡以下、片面12g/㎡以下(ＩＪ用塗工紙) |
| トイレットペーパー  ティッシュペーパー | ● 古紙パルプ配合率100％ |

２文具類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 【共通基準が適用される品目】  シャープペンシル  シャープペンシル替芯  マーキングペン  鉛筆  印章セット  印箱  公印  ゴム印  回転ゴム印  定規  トレー  消しゴム  ステープラー（汎用型以外）  ステープラー針リムーバー  事務用修正具（液状）  製本テープ  ペンスタンド  クリップケース  はさみ  マグネット（玉）  マグネット（バー）  テープカッター  パンチ（手動）  モルトケース（紙めくり用  スポンジケース）  紙めくりクリーム  鉛筆削（手動）  ＯＡクリーナー（液タイプ）  レターケース  マウスパッド  丸刃式紙裁断機  カッターナイフ  カッティングマット  デスクマット  絵の具  墨汁  のり（液状）（補充用を含む）  のり（澱粉のり）（補充用を含む）  のり（固形）（補充用を含む）  のり（テープ）  ファイル（プラ製、木製）  バインダー（プラ製、木製）  ファイリング用品  アルバム（台紙を含む）  カードケース  パンチラベル  付箋フィルム  黒板拭き  ホワイトボード用イレーザー  額縁  缶・ボトルつぶし機（手動）  名札（机上用）  名札（衣服取付型・首下げ型）  鍵かけ（フックを含む。） | 以下の１又は２のいずれかを満たすこと。  １．文具類共通基準又は個別基準を満たすこと。  ２．エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであるこ　　と。  文具類共通基準  【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】  ● プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40％以上（ポストコンシューマ材料は20％以上）又はバイオマスプラスチックを使用  【金属を除く主要材料が木質の場合】  ● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用  【金属を除く主要材料が紙の場合】  ● 古紙パルプ配合率50％以上  ● バージンパルプの合法性の担保  【大部分の材料が金属類の場合】   * 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 * 異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）   【配慮事項】（２文具類すべてに共通）   * 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること | エコマーク認定品（No.112（文具・事務用品））は、グリーン購入法に適合しています。 | （一社）全日本文具協会ではグリーン購入法（文具類）の手引きを公表しています。  <http://www.zenbunkyo.jp/>  日本ファイル・バインダー協会「ファイル・バインダー選びの基礎知識」はこちら。  <http://www.j-fba.jp/>  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |
| ボールペン | ● 共通基準に加え、芯が交換できること。 |
| ＯＡフィルター（枠あり） | ● 共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用  ● 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比50％以上使用 |
| スタンプ台  朱肉  ステープラー（汎用型）  連射式クリップ（本体）  事務用修正具（テープ）  ブックスタンド  ＯＡクリーナー（ｳｴｯﾄﾀｲﾌﾟ）  メディアケース  絵筆  ファイル（紙製）  バインダー（紙製）  つづりひも  タックラベル  インデックス  付箋紙  ごみ箱  リサイクルボックス  グラウンド用白線 | 【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】  ● 再生プラスチック配合率70％以上又はバイオマスプラスチックの使用  （ポストコンシューマ材料の場合は35％以上）  　 ※いずれもプラスチック重量比  ※ステープラー（汎用型）は機構部分を除くプラスチック重 量比  ● 古紙パルプ配合率70％以上  ※メディアケースについては、スリムタイプも可  ※グラウンド用白線については、再生材料が70％以上 |
| けい紙  起案用紙  ノート | ● 主要材料が古紙パルプ配合率70％以上  ● 塗工されているものは塗工量が両面で30g/㎡以下。又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと  ● 塗工されていないものは、白色度が70％程度以下 |
| クラフトテープ  両面粘着紙テープ  事務用封筒（紙製） | ● 古紙パルプ配合率40％以上 |
| 窓付き封筒（紙製） | ● 古紙パルプ配合率40％以上  ● 窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラ又はバイオマスプラスチックの使用 |
| 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） | ● テープ基材（ラミネート層を除くことができる）は、再生プラスチック配合率40％以上又はバイオマスプラスチックの使用 |
| OHP フィルム | ● 再生プラスチック配合率30％以上又はバイオマスプラスチックの使用 |
| チョーク | ● 再生材料10％以上 |
| 梱包用バンド | 【主要材料が下記を満たすこと】  ● 古紙パルプ配合率100％  ● ポストコンシューマプラスチックが25％以上  ※PET ボトルリサイクル品は除く |
| ダストブロワー | ● 噴射剤にフロン類が使用されていないこと |
| テープ印字機等用カセット | * 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと   ・消耗品が交換できることの表示  ・5回以上繰り返し使用可能  ・使用済み製品の回収システムの保有  ・使用済み製品の部品の再資源化率95％以上 |  |  |
| テープ印字機等用テープ | * 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと   ・テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま  使用できること |  |  |

３オフィス家具等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| いす  机  棚  収納用什器（棚以外）  ローパーティション  コートハンガー  傘立て  掲示板  黒板  ホワイトボード  個室ブース  デイスプレイスタンド | 【共通基準】  ● 主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。 保守部品又は消耗品は製造終了後5年以上供給  【主要材料がプラスチックの場合】  ● 再生プラスチックがプラスチック重量比10％以上又はバイオマスプラスチックが25％以上かつバイオベースポリマー含有率が10％以上  【主要材料が木材の場合】  ● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材  ● ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg／㎡ h 以下  【主要材料が紙の場合】  ● 古紙パルプ配合率50％以上  ● バージンパルプの合法性の担保  【大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚】  ● 棚板の機能重量が0.1以下（棚板のあるもの）  ● 単一素材分解可能率が90%以上  ● リデュース、リサイクルに配慮された設計  【大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びデイスプレイスタンド】  ● 単一素材分解可能率が90%以上  ● リデュース、リサイクルに配慮された設計  【配慮事項】  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること | ＪＯＩＦＡグリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。  エコマーク（No.130（家具））認定品は、グリーン購入法に適合しています。 | （一社）日本オフィス家具協会（JOIFA）グリーン購入法への対応  https://www.joifa.or.jp/  useful/eco.html  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |

４　画像機器等（ＯＡ機器等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| コピー機  複合機  拡張性のあるデジタルコピー機 | 【共通基準】  ● 基準値１は、次のア～オの要件を、基準値２は、次のイ～オの要件をそれぞれ満たすこと。  　ア．定量的環境情報（カーボンフットプリント）の開示  　イ. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表  　ウ. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等  　エ. 少なくとも25gを超える再生プラスチック部品又は再使  　　　用プラスチック部品の使用（資源有効利用促進法の特定  　　　再利用業種に該当する機器に適用）  　オ. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能  【個別基準】  ①複合機  ●国際エネルギースタープログラム適合（Ver.3.0）  　※リユースに配慮した複合機及び業務用複合機については、経過措置適用によりVer2.0を満たすことでよい  ②コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機  ●国際エネルギースタープログラム適合（Ver.2.0）  【配慮事項】  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること | エネスタVer3.0基準適合品は、消費電力に係る判断基準を満たしています。（コピー機、リユース機、プロ用機器はVer2.0を適用）  エコマーク（No.132、142、145、155）認定品は、グリーン購入法に適合しています。 | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  国際エネルギースタープログラム  http://www.energystar.go.jp/ |
|  |  |
| プリンタ等  ・ プリンタ  ・ プリンタ複合機 | ● 国際エネルギースタープログラム適合（Ver3.0）  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表  ● 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能  ● 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用（インパクト方式の機器には非適用） |
| ファクシミリ | ● 国際エネルギースタープログラム適合（Ver2.0）  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 |
| スキャナ | ● 国際エネルギースタープログラム適合（Ver3.0）  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 |
| トナーカートリッジ  インクカートリッジ | 以下の１又は２のいずれかを満たすこと。  １．以下のア～キを満たすこと。  ア. 使用済カートリッジの回収システムの保有  イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。  　トナーカートリッジ：50％以上  　インクカートリッジ：25％以上  ウ. 回収部品の再資源化率が95％以上  エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化した上で適正処理、単純埋立されないこと  オ. トナー又はインクの化学安全性の確認  カ. 特定調達物品の使用が可能  キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーのみ）。  ２．エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等以上であること。 |
| プロジェクタ | ● 次の１又は２のいずれかの要件を満たすこと。  １　次の要件を満たすこと。  ア　製品本体の重量が、下記の基準値以下であること   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 光源 | タイプ | 5000㏐未満 | 5000㏐以上 | | 固体光源以外 | 一般品（kg） | 0.0012×lm×1.0×1.0 | 0.0030×lm×1.0×1.0 | | 短焦点（kg） | 0.0012×lm×1.2×1.0 | 0.0030×lm×1.2×1.0 | | 超短焦点（kg） | 0.0012×lm×1.5×1.0 | 0.0030×lm×1.5  ×1.0 | | 固体光源 | 一般品（kg） | 0.0012×lm×1.0×2.0 | 0.0030×lm×1.0×2.0 | | 短焦点（kg） | 0.0012×lm×1.2×2.0 | 0.0030×lm×1.2×2.0 | | 超短焦点（kg） | 0.0012×lm×1.5×2.0 | 0.0030×lm×1.5×2.0 |   イ 消費電力が、下記の基準値以下であること。  【固体光源以外】   |  |  | | --- | --- | | 一般品(W) | 0.070×lm×1.0×1.0＋85 | | 短焦点(W) | 0.070×lm×1.1×1.0＋85 | | 超短焦点(W) | 0.070×lm×1.2×1.0＋85 |   【固体光源(LED、レーザー等)】   |  |  | | --- | --- | | 一般品(W) | 0.070×lm×1.0×1.5＋85 | | 短焦点(W) | 0.070×lm×1.1×1.5＋85 | | 超短焦点(W) | 0.070×lm×1.2×1.5＋85 |   ウ 待機時消費電力が0.4W以下（ネットワーク待機時は適用外）  エ 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済みの光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。  オ 保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上  カ 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること  ２　エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。 |

５　電子計算機等（ＯＡ機器等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 電子計算機 | ● エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。  【サーバ型電子計算機】  省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100％以上達成）  【クライアント型電子計算機】  下記のいずれかを満たすこと。  ア.省エネ法トップランナー基準を満たすこと（100％以上達  　 成）  イ.国際エネルギースタープログラム（Ver.8.0以上）の基準  　 を満たすこと。  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。  ● 搭載機器・機能の簡素化（一般行政事務用ノートパソコンに適用）  　 ※内臓モデム、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載（カスタマイズ可能）であること。  　 ※USBインターフェースが2つ以上あること。  　※赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。   * 少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。（プラスチックが使用されている場合に適用）   　 ※本体機器に付属するACアダプタ等を含む。サーバ型電子計算機には適用しない。 | 国際エネルギースタープログラムVer.8.0適合機種は、消費電力に係る判断基準を満たしています。（電子計算機、ディスプレイ）  エコマーク（No.119）認定品は、グリーン購入法に適合しています。（電子計算機、ディスプレイ、記録用メディア）  \*省エネラベル緑色のマークの製品は、グリーン購入法の消費電力に係る判断基準を満たしています。（電子計算機、磁気ディスク装置） | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  国際エネルギースタープログラム  http://www.energystar.go.jp/ |
| 磁気ディスク装置 | ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が下記の区分ごとの 達成率基準値を満たすこと  　 ※磁気ディスク装置1台当たりのディスクドライブ搭載が12台以上のものは、基準を緩和している。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | | 基準エネルギー消費効率又は算定式 | トップランナー基準達成率 | | ディスク  ドライブ  搭載数 | 外形  寸法 | ディスク枚数 | | 1台 | － | 1枚 | E＝  exp(2.98×ln  (N)-30.8) | 100% | | 2枚  又は  3枚 | E=  exp(2.98×ln  (N)-31.2) | 100% | | 4枚  以上 | E=  exp(2.11×ln  (N)-23.5) | 100% | | 2台以上  11台  以下 | － | － | E=  exp(1.56×ln  (N)-17.7) | 100% | | 12台  以上 | 3.5型を含む  構成 | － | 0.00213 | 80% | | 2.5型  のみの  構成 | － | E=  exp(0.952×ln(N)-  14.2)/0.5 | 50% | |
| ディスプレイ | ● 国際エネルギースタープログラム基準適合(Ver.8.0)  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表  ● 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰 |
| 記録用メディア | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70％以上  ● スリムタイプ又はスピンドルタイプ  ● バイオマスプラスチックの使用 |

６　オフィス機器等（ＯＡ機器等）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| シュレッダー | 次の1及び2いずれかの要件を満たすこと  １　次の要件を満たすこと  ● 待機時消費電力1.5W以下  ● 低電力モード又はオフモードへの移行時間は10分以下  ● 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと  ２　エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています（デジタル印刷機（No133）、掛時計（No134））  JISマークのあるアルカリ乾電池は、グリーン購入法に適合しています | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |
| デジタル印刷機 | ● エネルギー消費効率の基準を満たす  ● 紙類の判断基準を満たした用紙の使用が可能  ● 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと |
| 掛時計 | 【次のいずれかの基準を満たすこと】  ● 太陽電池式（蓄電機能付で一次電池不要）  ● 太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5 年以上使用可能  ● 一次電池が5 年以上使用可能 |
| 電子式卓上計算機（電卓） | ● 使用電力の50％以上が太陽電池から供給されるもの  ● 再生プラスチック配合率40％以上又はバイオマスプラスチックが使用されていること  ● 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと |
| 一次電池又は小形充電式電池（単１形～単４形） | ● 一次電池はアルカリ相当以上（マンガン電池でないもの）  ● 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 |

７移動電話

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 携帯電話  PHS | ● ア又はイのいずれかを満たしていること  ア．搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定）  イ．アプリケーションのバージョンアップが可能  ● 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表  ● 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること  ● 再使用又は再生利用できない部分は適正処理されること  ● バッテリ等の消耗品の修理システム（部品を6年以上保有）があること  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること  ● 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率（バイオベース合成ポリマー含有率）情報のウェブサイト等における開示（プラスチックが使用されている場合） | 会員企業は回収及びマテリアルリサイクルのシステムに係る判断基準を満たしています | （一社）電気通信事業者協会 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」  <http://www.mobile-recycle.net/> |
| スマートフォン | ● 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表  ● 回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること  ● 再利用又は再生利用できない部分は適正処理されること  ● バッテリ等の消耗品の修理システム（部品を6年以上保有）があること  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること  ● 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率（バイオベース合成ポリマー含有率）情報のウェブサイト等における開示（プラスチックが使用されている場合） |

８家電製品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 電気冷蔵庫等  ・ 電気冷蔵庫  ・ 電気冷凍庫  ・ 電気冷凍冷蔵庫 | ● エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと。  【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】  基準値1：省エネ基準達成率105%以上  基準値2：省エネ基準達成率100%以上  【電気冷凍庫】  基準値1：省エネ基準達成率110%以上  基準値2：省エネ基準達成率100%以上  ● 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること（電気冷凍庫を除く）。 | ＊電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は、省エネラベル緑色のマーク製品のうち、2021 年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準達成率 100％以上の製品は判断の基準の「基準値 2」を満たしています。  ＊省エネラベル緑色及びオレンジ色のマーク製品の一部はグリーン購入法の判断の基準を満たしています（2026 年度を目標年度する省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による）。（テレビジョン受信機）  エコマーク（No152）認定品は、グリーン購入法に適合しています（テレビジョン受信機）  旧ラベル  新ラベル  新・旧ラベルともに、統一省エネラベルの年間消費電力量（kWh/年）を確認ください。（電気便座） | （一財）省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。  <http://seihinjyoho.go.jp/>  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |
| テレビジョン受信機 | ● エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく以下の達成率を満たすこと。   |  |  | | --- | --- | | パネル種類及び画素数 | 省エネ基準達成率基準値 | | 液晶2K未満 | 75%程度以上（100/133） | | 液晶2K以上4K未満 | 100%程度以上（100/100） | | 液晶4K以上 | 71%程度以上（100/141） | | 有機EL | 85%程度以上（100/118） |   ※付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。  ※8Kテレビは対象外。  ● リモコン待機時の消費電力0.5Ｗ以下  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。  【配慮事項】  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること |
| 電気便座 | ● 以下の表の区分ごとの基準エネルギー消費効率(年間消費電力量)を上回らないこと   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | | 基準エネルギー消費効率  (年間消費電力量) | |  |  |  | | 温水洗浄便座 | 貯湯式 | 172 kWh/年 以下 | | 温水洗浄便座 | 瞬間式 | 87 kWh/年 以下 |   令和6年度は経過措置が適用、この間前年度の基準で適合とみなす。  【配慮事項】  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること |
| 電子レンジ | ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100％以上達成  ● 待機時消費電力0.05Ｗ未満  ● 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 |

９エアコンディショナー等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 家庭用エアコンディショナー  業務用エアコンディショナー | １．表の区分ごとの判断の基準を満たすこと  【家庭用エアコンディショナー】   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | 冷房能力 | 判断の基準 | | 家庭用エアコン | 28kW以下 | 省エネ法達成率100% |   【業務用エアコンディショナー】   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | 冷房能力 | 判断の基準  基準値1 | 判断の基準  基準値2 | | 業務用エアコン（ビル用マルチ以外） | 28kW以下 | 設定なし | 省エネ法達成率88%以上 | | 業務用エアコン（ビル用マルチ） | 50.4kW以下 | 以下のいずれかを満たす  ・省エネ法達成率100%  ・省エネ法達成率88%以上かつ冷媒の地球温暖化係数750以下 | 省エネ法達成率88%以上 |   ２．冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。  ３．特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公  　　表されていること。 | 省エネラベル緑色のものは、グリーン購入法に適合しています（ストーブ）  統一省エネラベルのエネルギー消費効率が参考となります（家庭用エアーコンディショナー）  JIS規格適合機種のうち、APFp1.07以上が適合となります（ガスヒートポンプ式冷暖房機） | （一財）省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。  <http://seihinjyoho.go.jp/> |
| ガスヒートポンプ式冷暖房機 | ● 期間成績係数が1.07以上  ● オゾン層破壊物質不使用 |
| ストーブ | ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100％以上 |

１０温水器等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| ヒートポンプ式電気給湯器 | 【業務用】  ● 年間加熱効率が、加熱能力が20KW以下の場合は4.0、20KWを超える場合は3.5以上であること  ● オゾン層破壊物質の使用禁止  【家庭用】  ● 省エネ法トップランナー基準（2025年度目標）達成率100％以上  ● ノンフロン機器であること | 省エネラベル緑色のものは、エネルギー消費効率達成率が100%以上の製品です。 | （一財）省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。  <http://seihinjyoho.go.jp/>  （一財）ヒートポンプ・蓄熱センターのヒートポンプ式電気給湯器に関する情報はこちら。  <http://www.hptcj.or.jp/> |
| ガス温水機器 | ● 潜熱回収型ガス温水機器は、省エネ法トップランナー基準（2025年度目標）に基づくエネルギー消費効率が90％以上（ガス瞬間湯沸器のうち強制通気式のもの、ガスふろがまを除く）  ● ハイブリッド給湯器は、年間給湯効率が108％以上  ● 従来型機器は、省エネ法トップランナー基準（2025年度目標）に基づくエネルギー消費効率が下表の区分ごとの達成レベル以上   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 区分 | | 判断の基準【エネルギー消費効率】（トップランナー基準達成レベル） | | 用途 | 通気方式 | | ガス瞬間湯沸器 | 自然通気式 | トップランナー基準の達成 | | 強制通気式 | トップランナー基準の93％ | | ガスふろがま |  | トップランナー基準の86％ | | ガス暖房機器 |  | トップランナー基準の91％ | |
| 石油温水機器 | * 潜熱回収型石油温水機器は、省エネ法トップランナー基準（2025年度目標）に基づくエネルギー消費効率が90％以上（給湯用を除く） * 従来型機器は、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率が下表の区分ごとの達成レベル以上  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 区分 | | | 判断の基準【エネルギー消費効率】（トップランナー基準達成レベル） | | 用途 | | 加熱方式 | | 給湯用のもの | 浴用なし | 瞬間形 | トップランナー基準の95％ | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の90％ | | 浴用あり | 瞬間形 | トップランナー基準の95％ | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の90％ | | 暖房用のもの | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の95％ | |
| ガス調理機器 | ● 省エネ法トップランナー基準（2025年度目標）達成率100％以上 |

１１照明

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| LED 照明器具 | ● LED モジュール寿命が40,000 時間以上  ● 特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公開されていること。  ● 非常用の照明装置（建築基準法に定める構造のもののうち停電時のみに点灯する専用型）は対象外  【投光器及び防犯灯を除くLED照明器具】  ア．基準値1:固有エネルギー消費効率が以下の表の基準を満たすこと、又は固有エネルギー消費効率が基準値2の表の基準を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。   |  |  | | --- | --- | | 光源色 | 固有エネルギー消費効率 | | 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W) | 144lm/W以上 | | 温白色(WW)・電球色(L) | 102lm/W以上 |   ※「光源色」はJIS Z 9112(蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする(イの表において同じ)。昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、「LED照明器具」に含まない。ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下で光源色が昼光色、昼白色及び白色のものは、114lm/W以上、温白色及び電球色のものは、96 lm/W以上。高天井器具のうち、光源色が昼光色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準156 lm/W以上。  イ．基準値2は、固有エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと。   |  |  | | --- | --- | | 光源色 | 固有エネルギー消費効率 | | 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W) | 120lm/W以上 | | 温白色(WW)・電球色(L) | 85lm/W以上 |   ※ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下で光源色が昼光色、昼白色及び白色のものは、95lm/W以上、温白色及び電球色のものは、80 lm/W以上。高天井器具のうち、光源色が昼光色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準130 lm/W以上。  イ．平均演色評価数Ra が80 以上  　(ただし、ダウンライト及び高天井器具はRa70以上)  【投光器及び防犯灯】  ア．固有エネルギー消費効率が下記の基準を満たすこと。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 光源色 | 固有エネルギー消費効率 | | | 投光器 | 防犯灯 | | 昼光色(D)・昼白色(N)・白色(W) | 105lm/W以上 | 80lm/W以上 | | 温白色(WW)・電球色(L) | 90lm/W以上 | 対象外 |   イ．平均演色評価数Ra が70 以上  【配慮事項】（１１照明すべてに共通）  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること | エコマーク（No150）認定品はグリーン購入法に適合しています（電球形ＬＥＤランプ） | （一財）省エネルギーセンター「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。  <http://seihinjyoho.go.jp/>  （一社）日本照明工業会 「光源の知識」  <http://www.jlma.or.jp/tisiki/kogen.htm> |
| LED を光源とした内照式表示灯 | ● 定格寿命が30,000 時間以上  ● 特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公開されていること。  【配慮事項】  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること |
| 電球型LEDランプ | ●ランプ効率については口金の種類がＥ26又はＥ17又はGX53の場合はアを、それ以外の場合はイを満たすこと  　ア．昼光色、昼白色、白色：110.0lm/W以上  温白色、電球色：98.6lm/W以上  　　イ．昼光色、昼白色、白色：80lm/W以上  温白色、電球色：70lm/W以上  (ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプは、明るさ、光源色を問わず50lm/W以上)  ※調光・調色ランプは基準値(最大消費電力時)から5lm/W緩和。  ● 平均演色評価数Ra が70 以上  ● 定格寿命が40,000時間以上  (ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプは、30,000時間)  ● エコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこ  　 と  【配慮事項】   * 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること * ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること |

１２自動車等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 自動車 | * 下記の区分ごとの基準を満たすこと   【乗用車】  　判断の基準  　・電動車等であること  　・ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値70%達成  レベル以上であること、かつ、2020年度燃費基準値  以上であること。（ハイブリッド自動車の場合は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる区分ごとの排出ガス基準、燃費基準値を満たすこと）  　・カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること（令和8年度まで経過措置適用）  【小型バス】  　基準値1:電動車等  　基準値2:次世代自動車又は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる区分ごとの燃費基準値を満たすこと（ガソリンを燃料とする自動車の場合は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる区分ごとの排出ガス基準を満たすこと）  【小型貨物車】  　基準値1:電動車等  　基準値2:次世代自動車又は下記の一定の燃費性能を満た  　　　　　 す車両  　　（2022年度燃費基準90％達成）    　　（ガソリン又はLPガスを燃料とする自動車の場合は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる区分ごとの排出ガス基準を満たすこと）  【バス等、トラック等、トラクタ】  　基準値1:電動車等  　基準値2:次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車  　　　　　 両（2015年度燃費基準5%超過達成）  　　・「電動車等」とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、  プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう  　　・「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及び  クリーンディーゼル自動車をいう  　　・「乗用車」とは、乗車定員９人若しくは10人以下かつ  車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう  ・「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう  ・「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう  ・「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう  ・「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く）をいう  ・「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る）をいう | 上記マーク品のAAA,AAはグリーン購入法の基準値1を、Aは基準値2を満たしています（乗用車用タイヤ）  エコマーク（No.110）認定品は、グリーン購入法に適合しています。 | 国土交通省HP 「自動車の燃費性能に関する公表」  <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html>  国土交通省HP 「自動車燃費一覧について」  <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html>  国土交通省HP 「低排出ガス車認定実施要領」  <http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm>l  国土交通省HP 「認定を受けた低排出ガス車に貼付することとなるステッカーのデザイン」  <http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas2.htm>l  国土交通省 HP 「低排出ガス認定自動車に関する公表」  http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\_tk10\_000014.html  （一社）日本自動車工業会 「グリーン購入法適合車種リスト」  <http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/index.html>  （一社）日本自動車タイヤ協会「低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン」  <http://www.jatma.or.jp/news_psd/news1143.pdf>  日本産業標準調査会  <http://www.jisc.go.jp/> |
| 乗用車用タイヤ | ● 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。係数が9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。  　・基準値1：転がり抵抗係数7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。  　・基準値2：転がり抵抗係数9.0以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。  ● スパイクタイヤでないこと |
| サイクルエンジン油 | ● 生分解度が28 日以内で60％以上であること  ● 魚類による急性毒性試験の96 時間LC50値が100ｍg/L以上であること |

１３消火器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 消火器 | ● 次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。  ・消火薬剤の40％以上が再生薬剤であること  ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること  【配慮事項】  ● 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること  ● 消火器の設置台、収納箱等への再生プラスチックの使用、使用後の回収、再使用、再生利用の実施 | エコマーク（No127（消火器））認定品は、グリーン購入法に適合しています | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  （一社）日本消火器工業会 「廃消火器回収システムの新制度について」    <http://www.jfema.or.jp/20100101.html> |

１４制服・作業服等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 制服  作業服 | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上（裏生地を除く）  ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4％以上かつ回収システムの保有  ● エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件有り)。  上記マーク品は、再生ＰＥＴ配合率25％以上の基準を満たしています。    エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合しています | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  P E T ボトルリサイクル利用推進協議会「P E T ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>  PET ボトルリサイクル利用推進協議会「グリーン購入法対象商品」  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/green.html>  日本被服工業組合連合会 「エコ・ユニフォームマーク」新マークの案内  http://nippiren.com/newmark-annai.pdf |
| 帽子 | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上  ※ポリエステルが繊維重量の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4％以上かつ回収システムの保有 |
| 靴 | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が甲材繊維重量比25％以上  ※甲部のポリエステルが繊維重量の50％未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10％かつ、甲材のポリエステル繊維重量比50％以上  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が甲材繊維重量比10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比25％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10％以上 | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  P E T ボトルリサイクル利用推進協議会「P E T ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>  PET ボトルリサイクル利用推進協議会「グリーン購入法対象商品」  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/green.html>  日本被服工業組合連合会 「エコ・ユニフォームマーク」新マークの案内  http://nippiren.com/newmark-annai.pdf |

１５インテリア・寝装寝具

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| カーテン  布製ブラインド | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上  ※ポリエステルが繊維重量の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4％以上かつ回収システムの保有 | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています  上記マーク製品は、再生PET樹脂25％以上の基準を満たしています  上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています  上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています | 全日本ベッド工業会 「衛生マットレス・フレーム基準」  <http://www.zennihon-bed.jp/>  PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |
| 金属製ブラインド | * 明度L値が70.0以下の場合は、日射反射率が40.0%以上、70.0を超え、80.0以下の場合は50.0%以上、80.0を超える場合は60.0%以上であること |
| タイルカーペット | 【基準値１】  ・定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること。  【基準値２】  ・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25％以上  【配慮事項】   * ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること |
| タフテッドカーペット  織じゅうたん | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25％以上  【配慮事項】  ● 定量的環境情報が開示されていること  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること |
| ニードルパンチカーペット | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4％以上かつ回収システムの保有  【配慮事項】  ● 定量的環境情報が開示されていること  ● ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること |
| 毛布  ふとん | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再使用した詰物が80％以上（ふとんのみに適用）  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上（ふとんの場合 50％以上）  ※ポリエステルが繊維部分の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％ |
| ベッドフレーム | * 主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと   【主要材料がプラスチックの場合】  ● 再生プラスチックがプラスチック重量比10％以上  【主要材料が木材の場合】  ● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材  ● ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg／㎡ h 以下  【主要材料が紙の場合】  ● 古紙パルプ配合率50％以上  ● バージンパルプの合法性の担保  【配慮事項】  ● 修理及び部品交換、耐久性の向上等長期使用可能な設計、分  　 解が容易等再使用、再生利用に配慮された設計であること |
| マットレス | ● 次のいずれかを満たすこと  〇 詰物の再生PET樹脂配合率が25％以上  〇 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  〇 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10％以上  ● フエルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維  ● ホルムアルデヒドの放出量が75ppm 以下  ● フロン類が使用されていないこと |

１６作業手袋

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 作業手袋 | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が50％以上  ● ポストコンシューマ繊維が50％以上  ● 未利用繊維が50％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10％以上 | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  P E T ボトルリサイクル利用推進協議会「P E T ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/> |

１７その他繊維製品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 集会用テント | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上  ※ポリエステルが繊維部分の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつ、バイオベー  　 ス合成ポリマー含有率が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上、かつバイオベース  　 合成ポリマー含有率4％以上かつ回収システムの保有 | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています  上記マークは製品は、再生ＰＥＴ樹脂25％以上の基準を満たしています | 全日本ベッド工業会 「衛生マットレス・フレーム基準」  <http://www.zennihon-bed.jp/>  PET ボトルリサイクル利用推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/>  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |
| ブルーシート | ● 再生ポリエチレンが50％以上 |
| 防球ネット | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上  ※ポリエステルが繊維部分の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 再生ポリエチレンが50％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース  　 合成ポリマー含有率が10％以上 |
| 旗  のぼり  幕（横断幕、懸垂幕） | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 再生PET 樹脂配合率が25％以上  ※ポリエステルが繊維部分の50％未満の場合、再生PET 樹脂は繊維部分重量比10％かつ、ポリエステル繊維重量比50％以上  ● 再生PET 樹脂配合率が10％以上かつ回収システムの保有  ● 故繊維から得られるポリエステル繊維が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が25％以上、かつバイオベース  　 合成ポリマー含有率が10％以上  ● 植物を原料とする合成繊維が10％以上、かつバイオベース  　 合成ポリマー含有率4％以上かつ回収システムの保有 |
| モップ | 【次のいずれかを満たすこと】  ● 未利用繊維、リサイクル繊維、その他の再生材料の合計が  　 25％以上  ● 製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有 |

１８設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 太陽光発電システム | ● 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上  シリコン単結晶系太陽電池16.0％  シリコン多結晶系太陽電池15.0％  シリコン薄膜系太陽電池 8.5％  化合物系太陽電池 12.0％  ● 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報の開示  ● 発電電力量等の確認ができること  ● 太陽電池モジュールは公称最大出力の80%以上を最低10 年間維持するよう設計・製造  ● パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5 年以上維持するよう設計・製造  ● 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3 年以内  ● 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められる太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等が行われていて、内容が確認できること  ● 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能なこと | エコマーク(№125、154、157、158)認定品は、グリーン購入法に適合しています。(太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、給水栓、節水器具)  JISマーク製品は、集熱量の基準を満たしています。(太陽熱利用システム)  日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品はグリーン購入法に適合しています。(日射調整フィルム、低放射フィルム) | （一社）太陽光発電協会では、太陽光発電の基礎知識や、設計・施工のポイント等の情報  が紹介されています。  <http://www.jpea.gr.jp/>  （一社）ソーラーシステム振興協会では、取扱事業者等の検索が可能です。  <http://www.ssda.or.jp/energy/>  エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  日本ウインドウ・フィルム工業会HP では、グリーン購入法適合品の一覧を掲載しています。  <http://www.windowfilm.jp/> |
| 太陽熱利用システム | ● 集熱量が下記の該当する要件を満たすこと。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 集熱器の区分 | | 日集熱効率 | | | 集熱媒体・機能 | 集熱器の形状・透過体 | 基準値１ | 基準値２ | | 液体 | 平板形透過体付き | 60％以上 | 40％以上 | | 真空ガラス管形 | 50％以上 | 40％以上 | | 空気 | 平板形透過体付き | 40％以上 | 30％以上 | | 平板形透過体なし | － | 10％以上 | | 太陽光発電機能付き | － | － | 10％以上 |   ● 集熱器及び周辺機器に関する必要な情報の開示 |
| 燃料電池 | ● 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すもの |
| エネルギー管理システム | * 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、交換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点において可視化できるシステムであること。 |
| 生ゴミ処理機 | ● バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器 |
| 節水器具 | ● 電気を使用しないこと  ● 吐水口装着型にあたっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。  ● 以下の基準を満たすこと   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 種類 | 条件 | 吐水流量等の基準 | | 節水コマ | ハンドル開度120° | 20％～70％の吐水量(普通コマとの比較) | | ハンドル全開 | 70％以上(普通コマとの比較) | | 定流量弁 | ハンドル全開  水圧0.1～0.7MPa | 適正吐水流量  8L/分  用途ごとの設置条件の明記  水栓1個に対応 | | 泡沫キャップ | ハンドル全開  水圧0.1～0.7MPa | 80％以下  (泡沫キャップなし同型との比較) | | ハンドル全開  水圧0.1MPa | 5L/分以上 | | 流量調節弁 | ハンドル全開  水圧0.1～0.7MPa | 80％以下  （流量調節弁なしの同型との比較） | | ハンドル全開  水圧0.1MPa | 洗面所：5L/分  台所・調理場：5L/分  シャワー：8L/分  用途ごとの設置条件の明記 | |
| 給水栓 | ● 以下の要件を満たすこと   |  |  | | --- | --- | | 種類 | 給水栓の概要及び判断の基準等の概要 | | 節水コマ内臓水栓 | 節水を目的とした節水コマを内蔵した水栓  ○ハンドルを120度に開いた場合に普通コマ比で20％～70％の吐水量  ○ハンドルを全開の場合に普通コマ比で70％以上の吐水量  ○電気を使用しないこと | | 定流量弁内臓水栓 | 弁の入り口又は出口側の圧力変化によらず、常に流量を一定に保持する流量弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓  ○水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧に　おいてハンドル開度全開で適正吐水流量8L/分以下  ○水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件を説明書に明記  ○電気を使用しないこと | | 泡沫機能付  水栓 | 水流にエアーを混入することにより節水する水栓  ○水圧0.1MPa～0.7Mpaの各水圧においてハンドル（レバー）開度全開で泡沫キャップなしの同型の推薦の80％以下  ○水圧0.1MPa以上、ハンドル（レバー）開度全開で5L/分以上の吐水流量  ○電気を使用しないこと | | 時間止め水栓 | 設定した時間に達すると自動的に止水する水栓  ○設定した時間に達すると自動的に止水  ○以下の性能を有する  （設定時間—実時間）/設定時間≦0.05 | | 定量止め水栓 | 設定した所定の水量で自動的に止水する水栓  ○以下の性能を有する  （設定止水量—実吐水量）/設定吐水量≦0.2  ○電気を使用しないこと | | 自動水栓  （自己発電機構付） | 光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、自己発電機構により作動するもの  ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。吐水までの時間は2秒以内。  ○水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上  ○単相交流の外部電源が不要で、自己発電機構を有する | | 自動水栓  （AC100Vタイプ・乾電池式） | 光学式等のセンサー、電磁弁等を組み込み、自動的に開閉する給水栓のうち、AC100V電源又は乾電池により作動するもの  ○電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触で自動で吐水、手を遠ざけた際に自動で止水。吐水までの時間は2秒以内。  ○水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧で吐水流量が5L/分以上 | | 手元止水機構を有する水栓（節湯A1） | 使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる節湯水栓（シャワー部を含む）  ○吐水切替機能、流量及び温度の調整機能から独立して吐水・止水操作が可能  ○ボタン、センサーなどのスイッチにより使用者の操作範囲内で吐水・止水操作のみが可能 | | 少流量吐水機構を有する水栓（節湯B1） | 小流量吐水性能を有する節湯水栓（シャワー部を含む）  要件は以下のいずれか  ○流量中に空気を混入させる構造を持たないものは吐水力0.6N以上  ○流量中に空気を混入させる構造を持つものは吐水力0.55N以上 | | 水優先吐水機構を有する水栓（節湯C1） | 意図しない操作による湯の使用を削減する節湯水栓  要件は以下のいずれか  ○吐水止水操作部と一体の温度調整を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造  ○吐水止水操作部と一体の温度調整を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調整を行う回転軸が水平かつレバーハンドルが水平から上方45度までの角度で湯が吐出しない構造  ○湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造 | |
| 日射調整フィルム | ● 遮蔽係数0.7 未満かつ可視光線透過率10％以上  ※可視光線透過率70％以上の場合は、遮蔽係数0.8 未満で可  ● 熱貫流率5.9W/㎡･K 未満  ● 日射調整性能について、適切な耐光性が確認されている  ● 貼付前後の環境負荷低減が確認されている  ● 上記について、ウエブサイト等により容易に確認できる、又  　 は第三者により客観的な立場から審査されている  ● 適切な施工に関する情報の開示 |
| 低放射フィルム | ● 可視光線透過率60%以上  ● 熱貫流率4.8W/㎡・K未満  ● 低放射性能について、適切な耐候性が確認されている  ● 貼付前後の環境負荷低減が確認されている  ● 上記について、ウエブサイト等により容易に確認できる、又  　 は第三者により客観的な立場から審査されている   * 適切な施工に関する情報の開示 |  |  |
| テレワーク用ライセンス | * インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。 |  |  |
| Ｗｅｂ会議システム | * インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。 * 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。 |  |  |

１９災害備蓄用品

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 災害備蓄用飲料水 | ● 賞味期限が5 年以上  ● 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名  等の記載 | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート)  上記マーク製品は、再生ＰＥＴ樹脂25％以上の基準を満  たしています(繊維関連製品) | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/>  P E T ボトルリサイクル利用推進協議会「P E T ボトルリサイクル推奨マーク」について  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>  PET ボトルリサイクル推進協議会「指定PET ボトルの自主設計ガイドライン」  <http://www.petbottle-rec.gr.jp/guideline/pdf/guideline_01.pdf>  日本産業標準調査会  <http://www.jisc.go.jp/> |
| アルファ化米  保存パン  乾パン | ● 賞味期限が5 年以上  ● 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名  　 等の記載 |
| レトルト食品 | ● 賞味期限が5 年以上  ● 賞味期限が3 年以上かつ容器等の回収  ● 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名  　 等の記載 |
| 栄養調整食品  フリーズドライ食品 | ● 賞味期限が3 年以上  ● 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名  　 等の記載 |
| 毛布、作業手袋、テント、ブルーシート | ※インテリア寝装寝具、作業手袋その他繊維製品の項を参照 |
| （一次電池（単１形～単４形）） | ● アルカリ相当以上のもの（マンガン電池でないもの）  （JIS マーク製品）  ● 使用推奨期限が5 年以上 |
| 非常用携帯燃料 | ● 品質保証期限が5 年以上  ● 名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造  社名等の記載 |
| 携帯発電機 | ● 排出ガスがエンジンの種別ごとの下記の基準値以下  ア.ガソリンエンジンを搭載する発電機(天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。)   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 排気量の区分 | 排出ガス基準値(g/kWh) | | | HC＋NOx | CO | | 66cc未満 | 50 | 610 | | 66cc以上100cc未満 | 40 | | 100cc以上225cc未満 | 16.1 | | 225cc以上 | 12.1 |   イ.ディーゼルエンジンを搭載する発電機   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 排出ガス基準値(g/kWh) | | | | NMHC＋NOx | CO | PM | | 7.5 | 8 | 0.4 |   ● 騒音レベルが98 デシベル以下  ● 連続運転可能時間が3 時間以上（カセットボンベ型は1 時間以上） |
| 非常用携帯電源 | * 電気容量が100Ｗｈ以上であること * 保証期間または使用推奨期限が５年以上であること |

２０公共工事

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 別紙記載 | | | |

２１役務

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| 省エネルギー診断 | ● 省エネルギー診断の技術資格者が施設の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用業務の改善の提案がなされること | グリーンプリンティング認定工場は、印刷工程に係る基準を満たしています。(印刷)  エコマーク認定品(紙製の印刷物)は、グリーン購入法の用紙及び印刷工程の基準を満たしています。(印刷)  NLマークは、インキの化学安定性の基準を満たしています。(印刷)  JISマーク製品は、リトレッドタイヤの判断基準を満たしています。(自動車専用タイヤ更生)  グリーン経営認証取得事業者(交通エコロジー・モビリティ財団)は、輸送に係る判断基準を満たしています。(輸配送、旅客輸送、引越輸送) | （一社）日本印刷産業連合会 「リサイクル対応型印刷物について」  <http://www.jfpi.or.jp/recycle/print_recycle/data.html>  交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」  <http://www.green-m.jp/>  （一社）日本自動販売システム機械工業会  <http://www.jvma.or.jp/>  （一社）全国清涼飲料連合会  <http://www.j-sda.or.jp/>  清涼飲料自販機協議会「グリーン購入法適合機種一覧」  <http://www.jsvmc.jp/itiran/index.html>  全日本トラック協会（引越し・宅配）  <http://www.jta.or.jp/sub_index/hikkoshi.html> |
| 印刷 | 【オフセット印刷・デジタル印刷共通事項】  ● 判断基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く)  ● リサイクル適性A ランクの用紙、インキ等の資材の使用  ※印刷物の用途・目的からその他のランクの用紙を使用する場合は、使用部位、廃棄又はリサイクル方法を記載  ● 印刷物へのリサイクル適性の表示  ※納入事業者に資材確認票の提出を求めること等により確認  ● 印刷工程における環境配慮の実施  【個別事項】  ＜オフセット印刷＞  ● バイオマスを含有したインキの使用（植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1％未満の溶剤のみを用いるインキ）  ● NL 規制（印刷インキ工業連合会）適合インキの使用  ＜デジタル印刷＞  ● 化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用 |
| 食堂 | ● 生ゴミ処理機等による適正処理  ● 繰り返し使用できる食器(リユース)食器の使用  ● ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く)  ● 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定  ● 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用)  ● 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値達成する計画を策定  ● 食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等)  ● 食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発　　　　　　　等  ● 食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置 |
| 自動車専用タイヤ更正 | ● リトレッド(タイヤ更正)又はリグルーブの実施 |
| 自動車整備 | ● リサイクル部品による修理  ● エンジン洗浄を実施する場合下記を満たすこと  　ア.CO及びHCが洗浄前後で20％以上削減されること  イ.エンジン洗浄の実施直後及び法定12か月点検において、20％以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施 |
| 庁舎管理 | 【共通】  ● 特定調達物品等の使用  ● 省エネ法（工場等の措置）の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化  ● 省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施  ● 省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用の改善の措置  ● エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置  ● フロン類の漏えい防止のための適切な措置  【常駐管理】  ● エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む)  【常駐管理以外】  ● エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等 |
| 植栽管理 | ● 特定調達物品等の使用  ● 総合的害虫防除  ● 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用 |
| 加煙試験 | ● 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと |
| 害虫防除 | ● 特定調達物品等の使用  ● 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除  ● 害虫等の発生、侵入防止装置  ● 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定  ● 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において殺虫剤の適正かつ効果的な使用 |
| 清掃 | 次のア.又はイ.のいずれかの要件を満たすこと  ア.次の要件を満たすこと  ● 特定調達物品等の使用  ● 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用  ● ごみの適切な分別回収  ● 古紙の適切な分別、改善案の提示  ● 床維持剤(ワックス)、洗浄剤のVOC 低減  ● 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案  イ.エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること |
| タイルカーペット洗浄 | * 消費電力量が0.22kWh/m2以下 * 水量が40L/m2以下 * 洗剤等は清掃に係る判断基準を満たすこと * 洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上 |
| 機密文書処理 | ● 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案  ● 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施  ア.古再生紙の阻害となるものを除去する設備・体制の構築  イ.直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理  ウ.破砕処理にあたっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理の実施  ● 機密処理・リサイクル管理票の提示 |
| 輸配送 | ● エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握  ● 環境保全のための仕組み・体制の整備  ● エコドライブ推進の措置  ● 車両の点検・整備の実施  ● モーダルシフトの実施  ● 輸送効率の向上のための措置  ● 判断基準の適合状況のウエブサイト等による公表等 |
| 旅客輸送 | ● エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握  ● 環境保全のための仕組み・体制の整備  ● エコドライブ推進の措置  ● 車両の点検・整備の実施  ● 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置  ● 判断基準の適合状況のウエブサイト等による公表等 |
| 庁舎等において営業を行う小売業務 | ● 容器包装の過剰な使用抑制のための取組  ● 消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組  ● 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと  　ア.食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用　等のための計画の策定、目標の設定  　イ.食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発  　等  　ウ.持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表  　エ.食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用)  　オ.食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定  ● 取扱商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収  ● ワンウェイのプラスチック製の買物袋を提供する場合は、次の要件を満たすこと  　ア.提供するすべての買物袋にバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが25％以上使用  　イ.呼び厚さが0.02mm以下であること  　ウ.素材が単一であるなど再生利用のための工夫 |
| クリーニング | ● ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等  ● エコドライブの実施  ● ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築  ● 袋・包装材の削減のための独自の取組の実施  【配慮事項】  ● プラスチック製のハンガーは、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと  ● 包装用のプラスチック製の衣類カバーは、可能な限り薄肉化、減量化が図られていること  ● プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチック又は再生プラスチック製のものが使用されていること |
| 飲料自動販売機設置 | １. 以下のエネルギー消費効率の基準を満たすこと  【缶・ボトル飲料自動販売機】  ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1000kWh以下  ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率120％以上  【紙容器飲料・カップ式自動販売機】  ● 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100％以上  ２. 以下のエネルギー消費効率以外の基準をすべて満たすこと  　ア. ノンフロン機であること  　イ. 環境配慮設計及びその実施状況の公表  　ウ. 本体機器の照明にはLEDが使用されていること  　エ. 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公開  　オ. 照明が常時消灯されていること（屋内設置の場合）  　カ. 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施  　キ. 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有 |
| 引越輸送 | ● 特定調達物品の使用（梱包及び養生）  ● 反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用  ● 引越終了後の梱包用資材の回収の実施  ● 自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。  ・エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握  ・環境保全のための仕組み・体制の整備  ・エコドライブ推進の措置  ・車両の点検・整備の実施 |
| 会議運営 | ● 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減  ● ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物にあたっては、「印刷」の基準を満たすこと  ● 紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。  ● 会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。  　ア．公共交通機関の利用  　イ．クールビズ・ウォームビズ  　ウ．筆記用具等の持参  ● 飲料等が提供される場合には、次の要件を満たすこと。  　ア．ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用  　イ．繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収 |
| 印刷機能等提供業務 | * コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断基準を満たすこと   　ア．各機器は、基本方針の当該品目の判断基準を満たすこと  　イ．資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと  ● カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の該当品目の判断の基準を満たすこと  ● 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断基準を満たすこと  ● 機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと  　ア．紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策  　イ．環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数 |

２２ごみ袋等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 判断基準 | 参考となる環境ラベル | 関連情報 |
| プラスチック製ごみ袋 | １. 次のいずれかの要件を満たすこと  　　次のア若しくはイのいずれかの要件を満たし、並びにウ  及びエの要件を満たすこと  　ア. バイオマスプラスチック25％以上使用（バイオベース合成ポリマー含有率25％以上）  　イ. 再生プラスチック40％以上使用  　ウ. 上記１.ア又は１.イに関する情報の表示  　エ. プラスチックの添加剤としての充填物の不使用  ２. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること | エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています。  バイオマスプラスチックマーク25％以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。  バイオマスマーク25％以上配合品はグリーン購入法の原料配合率の基準を満たしています。 | エコマーク事務局  <http://www.ecomark.jp/> |